

平成24年度 第2回小松市入札監視委員会の審議の概要

開催日及び場所	平成24年11月29日(木) 小松市庁舎 低層棟4階 第3委員会室		
委員 (委員数4名) (出席者4名)	委員長 潮津 勇 委員 石田京子 委員 高見健次郎 委員 宮島昌克		
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 第1回委員会検討事項の調査結果等について (2) 審議事項 審議対象案件の審議 (3) その他 ①審議の結果について 3 閉会		
審議対象期間	平成24年4月1日～平成24年9月30日		
抽出案件	7件		
工事	条件付き一般競争入札	3件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小松市中央ポンプ場雨水貯留施設新設土木工事</li> <li>・旭台配水池改築工事(土木工事)</li> <li>・吉竹町排水路改築工事</li> </ul>
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小松市立荒屋小学校プール整備工事</li> </ul>
	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小松市立第一小学校給食室施設整備工事</li> <li>・(仮称)科学交流館 展示工事</li> <li>・芦城公園松木剪定業務</li> </ul>
委託	条件付き一般競争入札	—	
	指名競争入札	—	
	随意契約	—	
委員からの意見・質問 それに対する回答	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による報告 又は意見の具申	① 指名業者名の公表は、事後公表とするよう改善を求める。 ② 大規模工事で総合評価方式が採用できるよう検討されたい。 ③ 総合評価方式を公平性の観点から委員会で検討していく。		

委員からの意見・質問，回答等詳細は次のとおり。

委 員	小松市事務局
<p><b>2. 議題</b></p> <p><b>(1) 審議事項</b></p> <p><b>第1回委員会検討事項の調査結果等について</b></p> <p>○前回，事務局へ依頼した調査・質問事項について説明を受けたうえで，意見として提出するか判断したい。</p> <p><b>調査資料1</b></p> <p><b>各市の指名競争入札における指名業者選考基準の聞取り調査結果</b></p> <p>・ <b>地区設定による指名基準について</b></p> <p><b>調査資料2</b></p> <p>・ <b>同一現場工事の指名基準について</b></p>	<p>●公表している運用基準に準じ，工事場所の町内→小学校下→中学校下→隣接校下という優先順位で順次拡大し，指名業者を選定している。</p> <p>(他市の状況報告)</p> <p>小松市は，業者の構成数や地域のバランス，工事の内容を鑑みたうえで，業者選定しており，画一的なエリア設定等はすべきではないと考え，これまで通りの指名選定基準により行って行きたい。</p> <p>●発注時期が異なる同一現場・同一工期の工事がある場合の指名基準について，各市町に確認したところ，3市で先行する工事の請負業者を後行する工事についても指名選定している。理由としては，二つの工事は相互に関連するため，先行する工事の請負業者が後の工事も請け負った場合，施工性・効率性が高まり，発注者として良質かつ安価で早期の工事完成が期待できるという可能性があり，その可能性を排除するのは有益でないと考えるため。ただし，指名選定はするが，飽くまでも競争に委ね，予見等を行うことはない。入札の結果は，当該業者が落札する場合もあり，別の業者が落札する場合もあ</p>

### 調査資料 3

#### 同一業種で同一開札日の場合の条件付き入札について

##### ・条件付き入札における利点・欠点比較

るなど様々である。

また、ほかの3市では、指名選定基準等に明記していないため、指名選定していない。

●同一（隣接）現場工事の具体例について説明。

●調査資料3に基づき、条件付き入札における利点・欠点について説明。

●発注金額が少額の工事は発注件数が多く、条件付き入札となる可能性が高い。そのため、受注者側の欠点として、経営規模がある程度大きい業者にとっては、複数の工事を受注したい場合であっても、受注できないということが挙げられるが、実際には規模の大きいAランクの業者は条件付き入札の指名機会が少ないため、このような欠点に該当するケースは僅かであると考える。

また、進行管理表に基づき毎週15件～25件程度発注・入札を行っており、件数も多いため、工事を選別し意図的に発注日・入札日を設定するということではなく、入札日を調整することも困難な状況である。そのため、別紙資料P3の例にあるように、校下も近接したものが多く、指名基準に準じて指名選定すると、同一の業者が同時に複数案件に指名されることも多くなる。

このような状況を踏まえ、市にとっても安心した入札の提供、競争性が高まるという利点の方を優先し、同一業種・同一開札日の条件付き入札を採用している。

### 調査資料 4

#### 県内各市の入札契約制度

##### ・指名業者の公表状況について

●指名業者の公表について、小松市は事前公表としており、小松市以外の市は調査資料4のと

## 調査結果について

○事務局から説明を受け、委員会から小松市に対し、指名業者を現在の事前公表から事後公表とすることへの改善を求めるかどうかについてですが、事後公表が基本でありながら、事前公表を行っていることについてメリットと言えるものはなく、事務局側も事後公表を行うことについて異議がないようであるため、前回の各委員の指摘どおり委員会からは、指名業者の公表について、事前公表よりも事後公表の方が良いとし改善を求める。

## 2(2) 審議事項

### 審議対象案件の審議

#### 一般競争入札

#### 小松市中央ポンプ場雨水貯留施設新設 土木工事

○P79 低入札価格調査書にある失格基準価格の決め方はどうなっているのか。パーセントなのか。

おり、全て事後公表としている。

(資料4の説明)

小松市が事前公表が良いという明確な根拠は無い。ご意見をいただきましたら今後改善していかねばならない。

●現行のと通りの指名選定基準のまま事後公表を行うということではなく、運用基準の見直しを行ったうえで事後公表に取り組みたい。

●失格基準は入札した業者の価格の相対的な価格をみながら決めている。有効入札者の8割の業者数の価格に0.9を乗じた価格である。今回の案件は有効入札者が6者であるため、 $6 \times 0.8 = 4.8$ の少数点以下を切上げ、業者数を5者とし、下位から5者の価格の平均の9割を失格基準としている。この価格を下回った者はその他の価格に相対してかけ離れた価格と市場的に判断しようとさせるものである。8者以上になった場合6者とする。

○数値的な判断基準により判定しているのか。

○例えば資料 P1 1 1 では一般管理費が30%以上でなければならないところ、29%であったため、失格となっている。このように僅差であっても配分によって結果が大きく左右されてしまっている。低入札価格の基準で、経費の配分によって失格または有効などを決定するということであるが、その配分だけで大きな機会を無くしてしまうのはいかがなものか。

また、配分によって大きく左右されるというものならば、工事完成後、請負業者の実際の内訳価格について、一般管理費がどの位かかったか等、結果の確認は行っているのか。

予算が有り、実行し、最後に結果が出る。この結果の部分について見る機会はあるのか。

### 旭台配水池改築工事（土木工事）

○総合点数で1, 100点以上など入札参加資格の条件の設定について伺う。条件の設定については基準などがあるわけではなく、案件毎に任意で設定しているのか。

●その通りである。以前は低入札した業者は全部呼び出し、内容について精査していたが、判定することが困難であった。このことから、他市等の低入札制度について実態調査を行い、参考にして小松市の入札に合致する総合的な数値判断基準検討し採用している。

●低入札価格調査基準価格を下回らなければ、配分のチェックも行わない。工事完成後、一般管理費が30%切れていることもあるかもしれないがそこは問わない。これは国の重点調査事項で国交省の基準でこれを下回ったときには特に注意しなければならないという算定基準があり、その基準を採用している。

●その通りである。科学交流館建築工事などスーパーゼネコンを対象とした大規模な工事については工事の程度に応じて1, 200点以上など設定している。本件については、大部分がPC技術を必要とする工事であるため、PC技術に特化した専門技術業者は外せない。それらの業者はスーパーゼネコンの一つ下のランク下の1, 100点以上で参加できる。そのため、今回はPC技術の実績がある業者が参加可能となるよう1, 100点と設定した。

○設定する際にこのランクまでは参加させたいという市の思惑が入っているということではよろしいか。

○業者は入札に関する質問について、いつでも自由にできるものなのか。また、記録もあるのか。

○P84 審議事案説明書の代表者の要件として、有効貯水量3,000m<sup>3</sup>以上の施工実績とあるが、工事内容の有効容量5,000m<sup>3</sup>の何%に設定するなど、決まりがあるのか。

○大きく指摘したい点は、本件が総合評価方式ではないという点である。大規模な工事だからこそ品質管理の点から総合評価にするべきではないのか。先ほどの入札参加資格の総合点数を1,100点と設定したことにも関係があると思うが1,100点というのは、ここまで参加させることによって品質を追求している。その観点ではなく、総合評価のルールをもう少し工夫し、変えた方が良いのではないか。大規模な重要工事であるにも関わらず、総合評価で品質を問わないというのは総合評価方式の精神に反するのではないかと感じる。

○今回は仕方がないが、これは現在の総合評価の要領の欠陥であり、今後総合評価方式のルールを改定し、このような場合であっても総合評価できるような工夫が必要であると思う。

●案件毎に業者の実績などを踏まえ、線引きしている。

●入札公告日から質問期間を設定して受け付けている。回答内容は工事担当課で作成し、質問者以外にもわかるように市のHPで公表している。

●決まりはなく、工事担当課が技術的・規模的に勘案し算出したものである。

●本件については総合評価方式の要領に適さない部分があり、総合評価には出来なかった。成績の項目だけ外して総合評価方式で行えないものかなど、考えたがそうならば要領が存在する意味が無くなるため、総合評価方式を行えなかった。

●総合評価については国が基準を定めており、小松市は市町村向け簡易型を採用している。市町村向け簡易型は工事成績やボランティア等の地域貢献度を加味する方式である。今回の案件のように、大手ゼネコンを対象とする大規模工事の場合では、各社が当市において、地域貢献や工事实績が無く、評価することが困難な状況であった。

○品質管理の観点から、本件のような大規模な工事こそ技術で競争する部分があり、その結果、大手ゼネコンの経験豊富な業者が参加でき、入札する方が良いと思う。

国や県は工事の規模が大きいので、3,000万円以上や5,000万円以上は全て総合評価方式など金額によって判断している。総合評価の本来の主旨は品質確保・品質向上であるので、大規模な工事ほど金額だけでなく技術力を問う提案型で行う可能性があっても良いのではないか。

○事務局側の意見としては、大手スーパーゼネコンであればある程度品質は確保できているだろうということだが、委員会側としては、そのような品質の確保の仕方ではなく、総合評価を利用した方法で行う方が良いということ。

本件のような工事を総合評価方式で行うことを取り入れるとすれば、現在の実施要領のどの部分を変更すれば良いのかなど、そういう部分について回答して欲しい。

○国も簡素化の方向で動いているが、それは2分化させている。小規模工事は簡素化し、大規模工事は丁寧に行うということだが、本件については大規模工事が簡素化され制度の主旨から落ちているような印象を受けた。小規模工事は国に倣い簡素化し、大規模工事こそ今後は総合評価により品質を確保する方向が無いかということを検討していただきたい。

●小松市は平成21年度7月から総合評価の本格実施を行っている。調査資料4に平成23年度の実績が載っている。これを見ていただければわかるとおり、小松市は県内では総合評価の先進地である。130件程度の内84件を総合評価で行っている。小松市は総合評価の実績はあるが、他の市町が行っていないこともあり、小松市と類似した都市で提案型を取り入れているかなど、調査しなければならない。また、国の方が発注者の事務量を軽減しなければならないということで、平成24年10月から簡素化したものの試行を始めた。これらのことを見据えながら、制度の改善・改革を考えなければならないと思っている。

●了解。

## 吉竹町排水路改築工事

○総合評価の技術評価点について、小松市の過去3年間の工事実績項目があり、過去に多く請負った業者は点数を持っているので高くなり、最終的に入札について影響してくる。本件は価格評価点の最高値である業者が、技術評価点の高い業者が落札する。このようなケースはよくあるのか。

○過去に多く請負っているから点数が高くなると議論しているが、総合評価の工事成績の評価項目は、過去3年間の工事成績の平均点であり、良い工事を行い成績が良ければ点数が高くなる。このように件数での評価ではなく、平均点での評価ということではないか。

○小松市での過去3年以内の工事実績がない時は0点になるのか。

17点の内7点の配分は大きい。このことが先ほどの大手のスーパーゼネコンが入ると総合評価にできないという理由がこの点にあるということか。

○技術評価基準における評価項目について、この工事ではどういった評価項目を設定するかなどは工事毎に市が決められているのか。本件については、技術提案は入らないのか。

○技術提案型や施工実績型など、何型で行うかということの判断については何を基準に決定しているのか。

●近年は競争が激しく、業者による価格の差が無くなってきたため、施工実績の点数が落札に繋がる。

●その通りである。

●その通りである。

●本件については実績型であり、技術提案は入らない。

●まず、金額で判断している。予定価格1,500万円以上の工事が総合評価の対象になり、その内3,000万円以上の工事が施工提案型の対象になる。さらに、工事の難易度評価を工事担当課で行っており、難易度評価の結果、3,000万円以上工事であっても、規模が大きいだけで単純な工事であれば施工実績型になる。また、3,000万円以下であっても新しい工

## 指名競争入札

### 小松市立荒屋小学校プール整備工事

○辞退が続出した原因については推測でしかわからないのか。

○全業者が辞退した場合、一般的にはどうなるのか。

○随意契約に移るというわけではないのか。

○落札率が99.9%ということで、不思議であったが、プール工事に関してはそれでも市からお願いするというようなことになるということか。

## 随意契約

### 小松市立第一小学校給食室施設整備工事

○特殊な事情は理解できたが、この場合に第一小学校の給食室施設整備工事費はどのように算出したのか。P178に落札率98.6%と書いてあるが、この落札率はどのいったものになるのか。

法を使用するというのであれば、提案型にしている。

●工事担当課はプールサイドの特殊材料について、見積価格と市場価格に価格差があったのではないかと推測している。

市が事前に徴収した見積単価と実際に工事を請負う業者が徴収した見積単価が違った。それで折り合いがつかず、辞退となった。

●全業者が辞退した場合、入札を中止し、設計・価格について良くない点があれば見直し、同じメンバーで再び入札を行う。また、設計・価格については問題なく、指名選定に見直しが必要であれば設計は変えず、指名メンバーのみ変え、再び入札を行う。

●設計・価格・指名業者にも問題がなく、2回行っても落札しない場合は、随意契約となる。

●その通りである。

●随意契約であるため、見積りを徴収することになる。随意契約の相手方はすでに給排水設備工事を契約している小島工業となる。随意契約の場合は、予定価格を公表しない。その見積りの結果が落札率98.62%と明記されている。

○給排水衛生設備工事を落札した業者に、給食室施設整備工事を付随して実施してもらうなどの条件を明示しているのか。

○給排水衛生施設を落札したら、将来的には給食室施設整備が付随する工事で発注されるとわかっているのか。

○給排水衛生施設工事の競争入札の段階では、給食施設部分は抜いてあることは、事例がなければわからないのか。

○事例がない時、例えば安宅小学校の時は事例がない状態だった。その時の給排水衛生設備工事には、給食室の関係の工事費は当初含まれていたのか。

○市としては、給排水衛生設備工事の発注時に、給食施設整備工事を含め、給排水設備工事の落札業者に施工してもらう予定でいるのか。

○給排水衛生設備工事の入札条件として、「給食施設整備工事が追加契約されます」などの条件を付けなくても良いのか。

○給食施設の部分を随意契約でなく、競争入札にして別の業者が落札してしまった方が施工業者は困る状態となるのか。

工事費については、建築住宅課が積み上げた設計額である。

●公告等には明記していない。

●それは安宅小学校や他に2つほど事例があるので、小松市内のすべて業者は認識している。

●その通りである。仮に給排水衛生施設を90%で落札して、後から発注される給食施設の工事を随意契約により98%で落札することも考えられる。

●当初設計には給食室部分は含まれていた。補助金申請の関係より、当初設計から減額し、別の交付金申請を行い、給食室部分を随意契約した事例が安宅小学校である。第一小学校は安宅小学校の事例があったので、当初設計の段階から給食室部分を外して発注している。

●その通りである。

●今回の発注では、条件を付けていない。

●施工性、合理性などを考慮しないで競争入札を行うという選択肢も当然ある。別の業者が請け負った場合は、当然、工事の施工などに不都合が発生すると思うが選択肢としては考えられる。今回の案件は、一体不可分工事として考え、随意契約とした。

○最初の入札公告の時点で、給食施設整備の部分は後に随意契約しますと情報を公開する必要はないのか。

○当初の段階から、このようなものが後から付随してくると、あらかじめ言いながら入札するところはない。むしろ我々としてはそちらの方が良くないことになる。

基本的には、随意契約で行うか否かを判断するしかないと思われる。

随意契約は、その理由を明確にしなければならぬため、担当課は十分に検討し、それなりの理由があると判断するしかない。

### **(仮称) 科学交流館展示工事**

○この設計はプロポーザル方式で、提案については公募されたのか。

○公募には何者くらい応募があったのか。

○プロポーザル方式で決定したものは、この展示物と建物設計がある。展示物のプロポーザルで採用されると、展示工事を行う前提となっていたのか。

プロポーザル採用されたけれども、高額になりすぎ、出来ないということにはならないのか。

○施工を含めた工事一体型のプロポーザル方式はできなかったのか。設計と工事は一

●情報を公開する必要はないと考えている。

●その通りであり、通常の入札と違うため、管財課では実施せず、担当課で行っている。

科学交流館の設計において、プロポーザル方式による業者選定を2種類行っている。今回の工事内容となる、科学交流館の展示内容を企画するプロポーザルと建築設計に関するプロポーザルと2種類のプロポーザルを実施している。

●3者で、ほとんどが大手企業である。立体シアターは日本海側初のものとなる。

●展示工事を行う条件とはしていない。事業費等は企画書などで概算事業を算出していると思います。事業費もプロポーザルの選定基準の重要なファクターである。

●工事費を事前に算定することは困難である。予算の関係もあり、構想をある程度、具現化し

体的なものになってしまうのではないか。

○このような特殊な装置の見積りはどのように算出しているのか。

○随意契約理由書に地方自治法施行令167条の2、第6号、第7号によりと書いてあるが、第6号は「競争入札に付することが不利と認められるとき」、第7号は「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」である。今回の状況では、第4号、第2号の条文のほうが理由に合っているのではないか。第6号とした場合、競争入札が本当に不利なのかどうなのか、第7号とした場合、そういう見積りの取り方を行っているのであれば、有利な価格と言えるのかよくわからない状況である。

○第4号の解釈は難しいかもしれないが、第2号の「性質または目的が競争入札に適しないものをするとき」には当てはまるのではないか。

### 芦城公園松木剪定業務

○随意契約の理由は、職人芸と言うか、それなりの技術が必要だという判断のもとにされていると思いますが、これも一つの形式として、これも結局は第6号として判断

なければならない。そのためには、設計者を選定する必要があると思う。

管財課としては、それらのプロポーザルのプレゼンテーションに参加していないが、細部まで思案されたプレゼンテーションであったと聞いている。

●担当課で見積りを徴収し算出している。見積りの相手先は、トータルメディアとなることから、他の事例と比較するとこや公表されている単価を採用するなど、入念な審査、精査を担当課で行っている。

●不利というのは、他の業者で展示工事を行った場合、今まで決定してきたこと、企画してきたこと、そのものが出来なくなる可能性があり、最初から企画設計をやり直さなければいけない可能性が高い。その業者しかできないことを競争入札することによって、全部破棄されることになりかねない。

●了解。

●芦城公園にある何十本の松を組合が自分ら担当して、毎年同じ樹形になるような、枝の伸びなどを考えながら、剪定しているとのことである。

されています。この案件についても第2号に当てはまるのではないか。業務を実際に行う人は、この小松市造園業組合名簿の中の業者が行うのか。

○この組合名簿を見ると、たくさん組合員がいるが、実際剪定しているのは1者なのか、それとも何者かで行っているか、特に組合員を指定せず剪定させているのか。実際の剪定は誰が行うのか、組合任せになっているのか。

○支払われたお金の流れは、どうなっているのか。例えばそのお金の配分方法などはどのようになっているのか。中間利息、利益をとるのかというのは組合が決定しているのか。

○本件の予定価格はどのようにして決められたのか。

○造園業を営む人は、ほとんどが組合に入っているのか。組合に入っていない業者もいることになると、受注の機会を均等に広げるために組合に随意契約するというのは理由にならないのではないか。組合と随意契約する理由は、松を勝手な形に変えてもらっては困るからだと思う。

○担当課は組合に丸投げしている感じを受ける。本当に組合でないと美しくならないのか。

第3者が美しく剪定できると言って来た場合はどうするのか。担当課が指示を出し

●短期間の作業となるため、1者での対応は無理な状況です。組合員で職人の人数を確保して行っていると思う。

●お金の配分方法については、確認していない。中小企業庁に組合として届ければ、官公庁適格組合と認定される。造園業組合はまだそれに至っていないが、組合として経理がなされており、存在しているということであれば、市としては一つの業者として認めている。

●剪定業務については、担当課で松の剪定行う積算基準、歩がかり等があるため、それに従い積算して業務価格を算出している。木の大きさ、種類などで区分されており、木の大きさに対する職人が何人必要であるなど定められている。

●小松市造園業組合は小松市の業者、11者で構成しており、組合に加入していない業者もいる。この業務を競争入札にして、組合と個人を指名し、個人が落札した場合、作業が可能であるか不安な部分がある。

●組合は毎年常に切磋琢磨して美しく剪定する取り組みを組合として行っている。担当課もそれを求めて樹形を守っていると聞いている。

て、それに従い作業を行いたいという業者が出てきた場合どうするのか。担当課は組合任せで何もしていないのではないか。組合の人に指示もせず、組合と随意契約すれば安心だから契約して、他の業者は契約出来ないというのは良くないのではないか。

○随意契約理由として、松脂が落ちるから2週間で行わなければならないとなっているが、ほかに作業が可能なグループができた場合はどうするのか。

## 2(3)その他 審議の結果について

○先程の結論が出ていない案件の、吉竹町排水路改築工事は、総合評価方式と一般的な単なる金額での比較による入札を行うときの制度についても一度確認したい。P141の評価基準というのは、何に基づいているのか。全国共通、法令に基づいているのか。

○それはどこが作成したマニュアルなのか。

○同じような形式で国も県も実施しているのか。

○配点基準を変えることはできないのか。

○本格実施を行っている自治体もあれば、試行期間として毎年1年分を評価し、評価点数を変えながら行っている自治体もあ

●随意契約の理由としては2つあり、1つは樹形の問題、もう一つは作業時間の問題がある。2週間以内で作業を完成させなければならないことが、組合に随意契約する大きな理由である。例えば、共同体のようなものが出来、それで入札参加資格がとれるような状態となれば、競争入札することも考えられる。

●マニュアル的なものが出ており、企業の能力、担当者の能力、地域貢献等、どのような事を評価したら良いのか記載されている。

●総合評価方式が始まる時にガイドブックとして国が作成し、それに従って石川県も作成した。

●その通りである。

●決まったものではないので、配点については各自治体で決めている。

●地方公共団体向けマニュアルというがあり、この中にこういった評価項目を挙げたら良いのか掲載されている。

る。全17点の内7点はかなり大きい割合を占めている。

○客観性を求めるには、総合評価方式は非常に良いものであるが、それは必ずしも妥当でない場合もある。その妥当性がない場合に、それを救う方法は何かあるのか。どうもそれを行うと非常に細かな評価項目になってしまい、無理な状態となる。

○公平性に欠けた状態となっており、救う方法がない。あえて客観性を作ったことから、具体的には弱い業者が救われない状態となっている。

○そのような状態となっているとは知らなかった。問題提起はできたけども、それを救う方法、アイデアは無いのか。

○実績を見ながらそれを改正していく必要があるのではないか。

○問題点は当然わかっている中で、情報を入手することは重要である。

●総合評価になると、会社の持ち点で殆ど決定される。会社の規模が大きく、組織力があると判断され、点数は高くなる。先程も言ったように価格が調査基準価格に近づくと、持ち点の関係から、ここ3年ほど落札出来る業者と落札出来ない業者が明確に分かれてきている。

●総合的に品質だけ考えるのであれば、それで淘汰されていくのは良いかもしれないが、防災関係であれば地域の防災というのは建設業界が支えているのが多いので、全く淘汰されてしまうと、問題があるのではないかと思われる。

●去年改定した際に、一般競争の通常型という部分を作り採用した。通常型では地域業者も参入できるようになっている。いわゆる簡単な工事については、会社の持ち点に関係無く価格で決定する。そうすることで工事成績の実績も上がってくるというところもある。通常型は解体工事、舗装工事がほとんどである。

●現在、国土交通省の方でも今年の9月から新しいルールを作成した。その趣旨が県に入り、市町に下りてくると想像される。今後また大きく変化していく恐れもある。

●今、石川県も国の情報を見ながら、調整しているような段階であり、それを市の基準に照らし合わせたいと思っている。

小松市は総合評価方式の完全実施都市であることから、進んでいるという関係があり、他の自治体ではそのような問題がまだ出てきてない。

●通常型の部分は予定価格1,500万円から3,000万円の間だけであり、この価格帯は

○そうであれば、委員会としては1,500万円以上3,000万円未満の価格帯と同じように3,000万円を超えた価格帯について問題があると思われる。これらの状態を国土交通省、石川県に報告する必要があるのではないか。

○総合評価方式の問題点について、この委員会で検討し、疑問提起されたことを記録に残して欲しい。

格付けでBランク業者だけの範囲となる。3,000万円以上のAランクにこの通常型の部分が無いため、3,000万円以上でも通常型の部分を採用することも考えられる。

先程の吉竹の排水路改築工事はAランクの工事である。確かに工事成績も総合評価の効果によって上がっている。しかし、点数の低い業者はどう頑張っても落札出来ないと言われている。

●国はもっと発注金額が大きく、全て総合評価方式で実施して欲しいという考え方を持っている。末端の市町は、決まったエリアの中の決まった業者で総合評価を行うことになるので、落札できる業者が決まってきて淘汰される状況となる。